

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
について

## 1 改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
- (3) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (5) 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則
- (6) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

## 2 改正内容(詳細は新旧対照表のとおり)

### (1) 休暇関係

育児参加休暇の取得対象期間を配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年(現行:8週間)を経過する日までに拡大する。

### (2) 手当関係

期末手当及び勤勉手当の支給期間における欠勤等日数の算定で、下記に該当する育児休業の承認にかかる期間については欠勤等の期間から除く。

- ア 承認にかかる期間の全部が子の誕生日から57日間に含まれる育児休業で期間(2回以上取得の場合は日数合算)が1ヶ月以下であるもの。
- イ 承認にかかる期間の全部が子の誕生日から57日間に含まれる育児休業以外の育児休業で期間(2回以上取得の場合は日数合算)が1ヶ月以下であるもの。

## 3 改正の経緯・理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第35号、以下「改正法」という。)が令和4年5月2日に公布され、同年10月1日から施行(一部は同年6月1日に施行)されることとなった。

改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)においては、職員が同一の子について育児休業を原則2回(現行:1回)まで取得可能となり、これに加え、子の出生後8週間以内に育児休業を2回(現行:1回)まで取得可能となる。

各地方公共団体における条例改正など所要の措置は、人事院規則の改正を受けて総務省から発出される技術的助言に基づき実施することとなり、人事院規則19-0(職員の育児休業等)、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)、人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)及び人事院規則9-40(期末手当及び勤勉手当)の各規則について、令和4年6月17日、一部を改正する人事院規則が公布された。

中野区職員に適用される規定の整備に当たっては、特別区人事・厚生事務組合から送付された改正条例案に基づき、中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年中野区条例第34号)が同年9月20日に公布され、同年10月1日から施行される。

以上を受け、幼稚園教育職員並びに小学校及び中学校教育職員(任期付短時間勤務教員)に適用される教育委員会規則の一部改正を行う。

## 4 施行日

令和4年10月1日

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第29条の3 (略)</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第29条の4 (略)</p> <p>2 育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日（当該男性職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合にあつては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日）から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第29条の5～第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第11号 (略)</p>	<p>第1条～第29条の3 (略)</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第29条の4 (略)</p> <p>2 育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日（当該男性職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合にあつては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日）から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第29条の5～第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第11号 (略)</p>

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を</p>

合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)~(5) (略)

(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(7)~(12) (略)

2~5 (略)

第6条~第15条 (略)

附 則 (略)

別表第1・別表第2 (略)

別記第1号様式~別記第4号様式 (略)

合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)~(5) (略)

(6) 育児休業中の職員として在職した期間

(7)~(12) (略)

2~5 (略)

第6条~第15条 (略)

附 則 (略)

別表第1・別表第2 (略)

別記第1号様式~別記第4号様式 (略)

中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案

現行

第1条～第4条 (略)

(欠勤等日数)

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第14号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号に掲げる期間にあつては3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)中の職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例(平成4年中野区条例第1号)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

(7)～(18) (略)

2～7 (略)

第6条～第15条 (略)

附 則 (略)

第1条～第4条 (略)

(欠勤等日数)

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第14号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号に掲げる期間にあつては3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児休業中の職員として在職した期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である場合を除く。)

(7)～(18) (略)

2～7 (略)

第6条～第15条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)
---------------	---------------

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第31条 (略) (育児参加休暇) 第32条 (略) 2 育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日（当該男性職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合にあつては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日）から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。 3～5 (略) 第33条～第41条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)	第1条～第31条 (略) (育児参加休暇) 第32条 (略) 2 育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日（当該男性職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合にあつては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日）から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、時間を単位として承認することができる。 3～5 (略) 第33条～第41条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第4条 (略) (欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規	第1条～第4条 (略) (欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規

定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を38時間45分で除して得た数で除して得た時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)~(5) (略)

(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る子の期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(7)~(9) (略)

2・3 (略)

第6条~第13条 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

別記第1号様式~別記第4号様式 (略)

定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を38時間45分で除して得た数で除して得た時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)~(5) (略)

(6) 育児休業中の職員として在職した期間

(7)~(9) (略)

2・3 (略)

第6条~第13条 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

別記第1号様式~別記第4号様式 (略)

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第11号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>育児休業法第2条第1項の規定による育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)</u>中の職員として在職した期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例(平成4年中野区条例第1号)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業等であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第11号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>育児休業中の職員として在職した期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である場合を除く。)</u></p>

(7)~(15) (略)	(7)~(15) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
第6条~第14条 (略)	第6条~第14条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。